

インドネシア新プロジェクトの概要 ～ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上 及び紛争解決機能強化プロジェクト～

JICA長期派遣専門家

西尾 信員

1 はじめに

インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）は、世界最多の1万3466もの大小の島々（島嶼）により構成される、国土総面積が約192万km²（我が国の約5倍・世界第14位）、令和2年（2020年）時点の人口が約2億7000万人（我が国の2倍超・世界第4位）、令和元年（2019年）の名目GDPが1兆1191億ドル（世界第16位）の大国である¹。首都であるジャカルタには、東南アジア諸国連合（ASEAN）事務局やASEAN常駐代表部のほか、ASEAN日本政府代表部も置かれるなどしており、「ASEANの盟主」とも呼ばれている。

我が国にとって、インドネシアは安全保障上も経済上も極めて重要な国であり、政府の「法制度整備支援に関する基本方針」（平成25年（2013年）5月改訂）において、最重要国として位置付けられるとともに、「対インドネシア共和国 国別開発協力方針」（平成29年（2017年）9月）において、ビジネス・投資環境の改善や人材育成の支援等を通じた更なる経済成長への支援等がその重点分野とされている。

我が国のインドネシアに対する法制度整備支援²は、平成14年（2002年）から本格化した。すなわち、法務省は、同年から、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の枠組みを利用した研修や同省法務総合研究所（以下「法総研」という。）による調査等を通じて、インドネシア最高裁判所（以下「SC」という。）及び同法務人権省（以下「MOLHR」という。）関係者との交流を開始し、平成19年（2007年）から平成21年（2009年）には、JICAによる「インドネシア和解・調停強化支援プロジェクト」が実施された。その後も、法務省は、SC副長官らの招へい、研修、共同研究及び現地調査を実施するなどして、交流を継続した。そして、平成27年（2015年）12月からは、JICAによる「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」（以下「前プロジェクト」という。）が実施され、令和3年（2021年）9月をもって終了した。

今般、同年10月から、前プロジェクトに引き続いて、新たにJICAによる「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」（以下「新プロジェクト」という。）が開始した。本稿では、簡単に前プロジェクトの概要

¹ 以上の一般事情については、外務省ウェブサイト（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/index.html>）等を参照。

² 「法制度整備支援」とは、広義では、各省庁を含む政府、大学及び民間企業等の様々な主体による、あらゆる法領域に関わる支援・協力を指すものとも考えられるが、本稿では、主として法務省による支援・協力の文脈で使用するものとする。

を振り返った上で、新プロジェクトの形成過程及び概要について紹介することとした³。

2 前プロジェクト「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」について

(1) 前プロジェクトの概要

前プロジェクトは、平成27年（2015年）12月から令和2年（2020年）12月までの5年間、MOLHR法規総局（以下「DGL」という。）、同知的財産総局（以下「DGIP」という。）⁴及びSCの3機関を実施機関（カウンターパート）とし、インドネシアにおける知的財産法を含むビジネス関連法令の法的整合性及び法執行手続の改善を上位目標、知的財産法に関する法的整合性向上のための体制整備及び知的財産の保護体制の強化をプロジェクト目標とするものとして開始した。このうち法務省が関与するDGL案件及びSC案件における具体的な活動としては、実施機関のメンバーとJICA長期派遣専門家（以下「長期専門家」という。）で構成されるプロジェクトチームにおいて、法令の起草・審査を担当するドラフター⁵や知財事件を担当する裁判官の人材育成、執務参考資料や判決集の作成等を支援することが予定されていた。

前プロジェクトの体制としては、我が国から長期専門家として、検察官出身者1名、特許庁出身者1名、裁判官出身者1名及び業務調整員2名⁶の計5名が派遣され、DGL案件については検察官出身者が、DGIP案件については特許庁出身者が、SC案件については裁判官出身者が、それぞれ主として担当することとなった⁷。また、SC案件については、我が国内に知的財産高等裁判所判事、弁護士（元知的財産高等裁判所長を含む。）及び法総研国際協力部（以下「ICD」という。）教官で構成される裁判所支援アドバイザーグループが設置された。

なお、DGL案件及びSC案件については、令和2年（2020年）3月頃以降のインドネシアにおける新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響⁸を受けて、更なる活動期間を確保する必要が生じたことから、令和3年（2021年）9月までに期

³ インドネシアにおける法制度整備支援の経過並びに前プロジェクトの形成過程及び概要の詳細は、横幕孝介「インドネシア新プロジェクトがスタート～ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト～」（ICD NEWS第67号・2016年6月号）及び竹内麻衣子「インドネシア・ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」（同第72号・2017年9月号）を参照。

⁴ MOLHRは、入国管理、矯正及び人権擁護等の業務を所管しているほか、民事法、刑事法及び知的財産法等の所管法令を起草し、あるいは他省庁が起草する法案の整合性を審査する業務（DGL）や、知的財産権に関する登録・審査等に関する業務（DGIP）等を所管している。その意味で、我が国でいえば法務省、特許庁及び内閣法制局に相当する機能を併せ持つ組織であるといえる。

⁵ ドラフターは、法令の起草・審査を担当する専門職員であり、MOLHRが実施する試験に合格して資格を取得する必要がある。

⁶ 前プロジェクトの開始当初に派遣された業務調整員は1名であったが、平成29年（2017年）11月から令和2年（2020年）12月までの期間は1名増員された。

⁷ なお、前プロジェクト期間中に派遣された長期専門家の合計人数は、検察官出身者2名、特許庁出身者2名、裁判官出身者3名及び業務調整員3名の計10名であった。

⁸ 令和2年（2020年）4月には、長期専門家が相当期間にわたる避難一時帰国を余儀なくされるなど、前プロジェクト活動は大きな影響を受けた。

間が延長された⁹。

(2) 前プロジェクトで実施した具体的な活動の内容

前プロジェクトで実施したDGL案件及びSC案件に関する具体的な活動は、以下のとおりであった。

ア DGL案件

まず、法的整合性の向上を図る前提となる手続の整備を目的として、令和元年（2019年）、「法令の制定に関する2011年法律第12号」の改正を内容とする「2019年法律第15号」が制定された¹⁰。

次に、法令の起草・審査のための執務参考資料としては、令和元年（2019年）12月、中央政府で法律等の起草・審査を担当するドラフター等が使用する「法制執務Q&A中央編」¹¹が刊行され、地方政府やMOLHRの地方事務所で条例等の起草・審査を担当するドラフター等が使用する「法制執務Q&A条例編」の刊行も間近となっている。また、ドラフターの養成等を目的として、法務省の協力の下で、地方セミナー¹²や、本邦研修¹³ないしオンラインセミナー¹⁴等が実施された。

なお、前プロジェクト期間中に、具体的な知的財産法令の改正に向けた取組みもなされたところであり、改正特許法（2016年第13号）及び改正商標法（2016年第20号）並びにこれらに関する施行規則（大臣令）等が制定され、実際に法的整合性の向上等が図られた¹⁵。

⁹ DGI P案件については、当初の予定どおり、令和2年（2020年）12月をもって終了し、特許庁出身者である長期専門家も業務を完了して帰国するに至った。

¹⁰ 「法令の制定に関する2011年法律第12号」及び「2019年法律第15号」は、インドネシアの法令の体系及び制定手続等を定めた法令の体系に関わる基本的な法律である。詳細は、横幕孝介「法令の制定に関する2011年法律第12号の改正をめぐる状況」（ICD NEWS第73号・2017年12月号）を参照。

¹¹ 法制執務Q&A中央編は、全5章（第1章：法令の定義、原則、種類及び内容、第2章：法令の制定、第3章：法令の周知、国民の参加及び翻訳、第4章：法令審査、第5章：法令策定技術）より成っており、知財分野に限られない法令一般の制定過程における論点等が網羅的にQ&A方式でまとめられたものであり、MOLHRの全てのドラフター、その他の中央省庁の法律部門、MOLHRの地方事務所及び地方政府等に配布され、ドラフターによる法案の起草・審査やドラフター候補者に対する講義等の執務に大いに活用されている。詳細は、庄地美菜子「インドネシアに対する法整備支援法的整合性の向上を目指して」（ICD NEWS第87号・2021年6月号）を参照。

¹² 地方セミナーは、前プロジェクト期間中、合計12回にわたって、インドネシア各地（西ジャワ、ジョグジャカルタ、北スマトラ、西スマトラ、パンカ・ピリトゥン、西カリマンタン、東カリマンタン、西ヌサ・トゥンガラ、東ヌサ・トゥンガラ及びバリ）において実施された。

¹³ 本邦研修は、合計10回（DGI P案件及びSC案件との共催を含む。）にわたって実施された。その内容としては、我が国の行政機関の職員、教育機関の教員、弁護士及びICD教官らによる講義のほか、裁判所（最高裁判所、司法研修所及び知的財産高等裁判所等）、行政機関（衆議院法制局、内閣法制局、法務省、特許庁、文化庁及び東京税関等）、地方自治体（東京都、大阪府堺市及び兵庫県芦屋市等）、教育機関（京都大学及び早稲田大学等）及び民間企業等への訪問等も含まれていた。

¹⁴ 令和3年（2021年）9月1日、我が国法務省民事局参事官による我が国の法制実務に関する講義ビデオの視聴及びこれを踏まえた同省大臣官房参事官による質疑応答セッションを内容とするものであり、ドラフターを含む多数のインドネシア政府関係者が参加した。詳細は、庄地美菜子「インドネシア法整備支援オンラインセミナー（法令の整合性確保のための方策について）」（本誌）参照。

¹⁵ 改正前2001年商標法では、「指定商品が非類似である周知商標」の取扱いが問題となっていた。

すなわち、2001年商標法6条は、「標章登録出願は、次に掲げる場合に、総局（DGI P）により拒絶される」ものとし（1項柱書）、その場合の一つとして、「同種の商品及び／又はサービスに対して、他の者の所有する著名商標と要部又は全体において同一性を有する場合」を定めるとともに（同項b）、「1項bの規定は、更に政令で規定する条件を満たす限り、同一でない商品又はサービスに対しても適用される」と定めていたが（2項）、同項にいう「政令」は定められていなかった。このような状況において、SCの判決は、「指定商品が非類似である周知商標」に基づく商標登録取消（無効）訴訟の場において、当該「政令」の規定がない以上は商標登録を無効とすることはできないとするものと、国際条約（パリ条約及びTRIPS協定）の精神から商標登録を無効とすることができるものとは分かれていた。

しかし、2016年改正商標法及び同法施行規則（大臣令）の施行により、上記問題は一応解決した。

イ SC案件

まず、知財事件を担当する裁判官の人材育成としては、司法研修所が長期専門家の支援を受けて主催するものとして、従前から存在する「商事裁判所¹⁶裁判官資格付与研修」¹⁷が実施されたほか、全国の裁判官を対象として知的財産法に関する基礎知識の普及を図る集合研修である「エレメンタリーコース」¹⁸が新設・実施された。また、SC及びJICAが主催するものとして、全国の裁判官を対象として知的財産法に関する基礎知識の普及を図る出張研修である「ショートコース」¹⁹が新設・実施された。さらに、法務省や裁判所支援アドバイザーグループの協力の下で、上記各研修を担当する講師の育成等を目的として、本邦研修²⁰や現地セミナーが実施されるなどした。

次に、知財事件に関する研修の教材ないし執務参考資料としては、平成30年（2018年）11月に「判決集第1集」（知財事件全般）²¹が刊行され、「判決集第2集」（商標の類否等）²²の刊行も間近な状況となっている。また、「商標ガイドブック」²³の作成も進められている。

さらに、知的財産権侵害品に対する水際措置や仮処分手続に関する規則改正のための活動としては、令和元年（2019年）12月、「一時的差止命令に関するインドネシア共和国最高裁判所規則2012年第4号」の改正を内容とする「インドネシア共和国最高裁判所規則2019年第6号」が制定された²⁴。

¹⁶ 商事裁判所は、知財事件の大部分（特許法、商標法、意匠法、著作権法及び半導体集積回路配置設計法に関する民事事件）及び倒産事件の第一審を専属的に管轄する特別法廷であり、全国5か所の地方裁判所（中央ジャカルタ、スラバヤ、スマラン、メダン及びマカッサル）に設置されている。商事裁判所の裁判官になるためには、司法研修所が実施する資格付与研修を受けて、その研修中に行われる試験に合格し、当該資格を付与される必要がある。上記知財事件に関する商事裁判所の判決に対する不服申立ては、SCに対する上告のみとされている。

商事裁判所を含むインドネシアの司法制度の概要については、間明宏充「インドネシアにおける司法制度の概要(1)」（ICD NEWS第69号・2016年12月号）及び「インドネシアにおける司法制度の概要(2)」（同第72号・2017年9月号）を参照。

¹⁷ 商事裁判所裁判官資格付与研修は、毎年1回、（最近では）1か月強の期間にわたって実施されるものであるが、前プロジェクト期間中、その一部の講義（国際条約等）について、長期専門家が依頼を受けて担当することもあった。

¹⁸ エレメンタリーコースは、前プロジェクト期間中、①平成30年（2018年）7月16日から同月20日まで及び②令和2年（2020年）9月18日から同年10月12日までの合計2回にわたって実施された（なお、2回目はオンライン研修であった。）。

¹⁹ ショートコースは、前プロジェクト期間中、合計16回にわたって、合計15都市（①ジャワ島のジャカルタ、バンドン、スマラン、ジョグジャカルタ及びスラバヤ、②スマトラ島のアチェ、メダン、プカンバル、プキティング及びパレンバン、③カリマンタン島のサマリダ、④バリ島のデンパサール、⑤スラウェシ島のマナド及びマカッサル並びに⑥アンボン島のアンボン）において実施されたところ、非常に好評であった。なお、ショートコースの機会に、各地の地方裁判所への表敬訪問及びそこで勤務する裁判官らとの意見交換会も実施された。

²⁰ 本邦研修は、前プロジェクト期間中、合計6回（DGL案件及びDGIP案件との共同開催を含む。）にわたって実施された。その内容としては、我が国の裁判官、弁護士及びICD教官らによる講義のほか、裁判所（最高裁判所、司法研修所、知的財産高等裁判所及び東京地方裁判所知的財産権専門部等）及び行政機関（内閣法制局、特許庁及び東京税関等）等への訪問等も含まれていた。

²¹ 判決集第1集は、知財事件全般（特許事件、商標事件及び著作権事件等）を取り上げ、インドネシアの知財事件8件に係る各審級の判決及び我が国裁判所（最高裁判所及び知的財産高等裁判所等）の判決9件が掲載されており、SCや商事裁判所の裁判官らに配布・活用されている。詳細は、石神有吾「インドネシアにおける知財判例集の作成について」（ICD NEWS第74号・2018年3月号）を参照。

²² 判決集第2集は、主として商標の類否、悪意出願及び周知性に関するインドネシアの商標事件10件に係る各審級の判決をまとめた資料及び我が国知的財産高等裁判所の判決14件が掲載される予定である。なお、インドネシアでは、知財事件全体に占める商標事件の件数が極めて多くなっており（前掲「インドネシアにおける司法制度の概要(2)」参照）、特に商標の類否に関する判断基準を明確にしたいという要望が強い。

²³ 商標ガイドブックは、DGIPにおける商標の出願・審査手続や商事裁判所が取り扱う各種の商標事件等についての手続の流れや実体要件を商標法等の規定に基づいて説明する、商標事件処理のための執務参考資料である。

²⁴ 「仮処分決定に関するインドネシア共和国最高裁判所規則2012年第5号」については、改正に至っていない。

3 新プロジェクト「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」について

(1) 新プロジェクトの形成経過

前プロジェクトの期間中である令和元年（2019年）以降、インドネシアの実施機関のうちDGL及びSCから、引き続き我が国政府に対して法制度整備支援を継続して欲しいとの要請が示された。

具体的には、DGLからは、法令の起草・審査を担当するドラフターの能力向上のための研修や執務参考資料の充実について強い要望が示された。また、SCからは、知財事件を担当する裁判官の紛争処理能力向上のための研修の充実（特に商事裁判所の裁判官として執務している者を対象とする研修の新設）や、知財事件に関する更なる執務参考資料の作成・普及について強い要望が示された。

令和2年（2020年）3月、日本政府において、DGL及びSCを実施機関とするJICA技術協力プロジェクト案件が正式に採択された。そして、新プロジェクトに関する技術協力事業合意文書（Record of Discussion=R/D）の締結に向けて、各実施機関との間で細部を詰めるための詳細計画策定調査等が進められ、令和3年（2021年）4月6日にはSCとの間で、同月14日にはDGLとの間で、それぞれ新プロジェクト「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」に関するR/Dが締結され、同年10月1日から新プロジェクトが開始された。

(2) 新プロジェクトの概要

新プロジェクトの概要は、次のとおりである。

【期 間】 令和3年（2021年）10月から令和7年（2025年）9月までの4年間

【実施機関】 DGL及びSC

【上位目標】 ビジネス界における法的な予見可能性が改善する。

【プロジェクト目標】

- ①法令間の整合性確保に関するドラフターの能力が向上する（DGL）。
- ②知財事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力が向上する（SC）。

【成 果】

- ①法令間の整合性確保に関するドラフターの能力を向上させるための研修教材が作成され、これを用いたドラフターを対象とする研修が実施され、当該研修を改善する取組みがなされる（DGL）。
- ②裁判官に対して、知財紛争を中心とする企業の権利又は経済的利益に関する紛争を対象とした裁判に関する法的判断及び訴訟運営に関する能力を向上させるための教材が作成され、研修が実施される（SC）。
- ③知財紛争を中心とする企業の権利又は経済的利益に関する紛争を対象とした裁

判に関する執務参考資料が作成、公開され、裁判官やその他の法律家に普及される（SC）。

【長期専門家】計3名（検察官出身者1名（DGL案件担当）、裁判官出身者1名（SC案件担当）²⁵及び業務調整員1名）

【日本側協力機関】法務省、最高裁判所及び裁判所支援アドバイザーグループ

(3) 新プロジェクトで実施予定の具体的な活動内容

新プロジェクトにおいても、概ね前プロジェクトと同様の活動を継続していくことが予定されているが、前記の前プロジェクトの活動経過や実施機関の要望等を踏まえて検討されている具体的な活動内容は、以下のとおりである。

ア DGL案件

まず、DGL案件においては、ビジネス界における法的な予見可能性の改善という観点から、知財分野に限らず、法令一般の起草・審査を担当するドラフターの能力向上をプロジェクト目標としており、インドネシアにおける法令間の不整合が生じる原因の特定、ドラフターに対する研修教材の作成、研修講師の育成及び研修の実施等（活動①）が具体的な活動として予定されている。特に、法令間の不整合が生じる原因の特定に関する活動においては、法的整合性が確保できない原因を探求するだけでなく、その具体的な解決方法を考案していくことが重要であり、それを踏まえて、更なるドラフターの能力向上を図るための活動を行っていくことになると思われる。そして、前プロジェクトの成果物である「法制執務Q&A」についても、利用者側のニーズを踏まえるとともに、より複雑な論点に関する記載を盛り込む形での改訂の必要性を検討していくことになると思われる。

イ SC案件

他方、SC案件については、従前に引き続き、知財事件等を担当する裁判官の紛争処理能力の向上及び裁判の予見可能性の向上が期待されており、知財事件等を担当する裁判官に対する研修教材の作成、研修講師の育成及び研修の実施（活動②）と、知財事件等に関する執務参考資料の作成、公開及び普及（活動③）に焦点が当てられている。具体的には、全国の裁判官を対象として知的財産法に関する基礎知識の普及を図る出張研修である「ショートコース」の継続とともに、商事裁判所の裁判官として執務している者を対象として知的財産法に関する知識の向上を図る集合研修である「アドバンストコース」の新設・実施が期待されている。また、インドネシアにおいて商標事件の次に事件数の多い著作権事件について、「判決集第3集」や「著作権事件ガイドブック」の作成が期待されているところであり、今後はこれらの刊行を目指した活動が進んでいくものと思われる。

なお、DGL案件及びSC案件については、M o L H RとSCが、知的財産法令

²⁵ 裁判官出身者については、当職が、前プロジェクトの長期専門家として派遣され令和3年（2021年）9月で任期を終了した細井直彰前専門家に引き続いて新プロジェクトの開始時期である同年10月1日に派遣される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、派遣時期が同年11月18日に延期となった。

の不整合等の問題点を共有して、その改善の契機を得るとともに、その改善が裁判所による知財事件の裁判の改善にもつながるといった相乗効果が得られることも期待されよう。

4 終わりに

前プロジェクトにおいては、各種関係機関の協力の下で、着実に成果を上げてきたところであったが、予定期間の終期に近づいた令和2年（2020年）3月頃以降のインドネシアにおける新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、本来予定していた活動に多大な支障が生じた。

現時点においても、新型コロナウイルス感染症の感染収束の見通しが立っているとはいえ、新プロジェクトの開始後の活動にも様々な制約があることが予想される場所であるが、インドネシアにおける感染者数は減少傾向にあり、DGL及びSCにおける出勤制限も緩和されつつある。

新プロジェクトにおいては、前プロジェクトで築かれた各種関係機関との関係や成果を活用し、インドネシアの法令の整合性確保のためのドラフターの能力の向上及びビジネス関連事件に関する裁判官の能力の向上を図り、ひいてはビジネス界における法的な予見可能性の改善が図られることを通じて、我が国の企業によるインドネシアへの投資を促進し、もって両国の相互発展の一助となることができれば幸いである。

引き続き、新プロジェクトに対する皆様のご理解とご支援を賜りますようお願いし、本稿を締めくくることとしたい。